

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

準備書面（68）

2012年 4月 18日

松山地方裁判所 御中

口頭弁論における質疑時間を再度求める

原告らは、以下の理由により、「口頭弁論における被告らとの質疑応答時間の確保」を再度求めるものである。

一 原告らは、3月27日「第5回口頭弁論」前の3月23日に、以下の内容の「準備書面（63）」を裁判長あてに提出した。

[次回口頭弁論において「原告・被告間での質疑時間」を確保することを裁判長に求める]

被告は、「準備書面（4）」において「原告らが求釈明において、何を求めているのか、その趣旨を理解しかねる。」（5ページ上から5・6行目）とか、「原告らが釈明権の行使により何を明らかにしたいのか、理解しかねるものである。」（6ページ上から7・8行目）とかと述べている。

一方、原告においても、被告の主張内容、とりわけ「準備書面（4）」

第4の2」のなかの記述については、直接、口頭で被告らに尋ねない限り、何を言おうとしているのか、その言葉・文章の意味そのものを、理解・確定できないところがいくつか存在する。

このように、原告・被告双方において、相手の主張内容そのものに理解し得ないところが存在している状況では、とても審理が尽くされたとは言えない。

したがって、この状況のままでは、民事訴訟法 243 条に言うところの「訴訟が裁判をするのに熟したとき」とは言えず、「終局判決」をし得る状況ではない。

よって、「裁判をするのに熟したとき」に、本件裁判当事者全体で努力して近づけるために、原告らは、裁判長らに、上記「質疑時間の確保」を強く求めるものである。

二 これに対し、加島裁判長らは、上記「質疑時間の確保」を全くすることなく、第5回口頭弁論の冒頭で、いきなり結審を行なった。

上記に言う「準備書面（4）第4の2」の被告らの記述は、原告「準備書面（45）」における「求釈明」に対するものであり、裁判長らに「釈明権の行使」を求めていたものである（原告「準備書面（59）」）。

しかし、裁判長らは、本件訴訟における、この重要かつ核心的争点の整理も、被告の主張の明確化のための釈明権の行使も全く行なって来なかった。

にもかかわらず、被告は、この件での原告「求釈明」に対して、かろうじて記述だけはして来たのだが（「準備書面（4）」）、冒頭に記載した原告「準備書面（63）」本文にあるように、その記述内容は、再度、直接確認しない限り、その意味するところは矛盾だらけで明瞭でなく、被告の主張を確定し得ないものである。

このような状況に到った場合、本来ならば、裁判長自身が釈明権を行使して被告の主張の明確化を行なわなければならないのだが、本件訴訟のこれまでの訴訟指揮から判断して、加島裁判長らがこれを行なわないかも知れないという

不安が、原告らには生じたのである。

そのような理由から、原告らは上記「質疑時間の確保要請」を加島裁判長らに行なったにもかかわらず、裁判長らは、第 5 回口頭弁論の冒頭において、突然、審議を打ち切り、結審を行なったのである。

三 「被告との質疑時間」を再度、強く求める

以上のことから判断すると、裁判長らは、再度、口頭弁論を開いて、原告ばかりか、裁判長ら自身が、被告らに対して「釈明権の行使」を行なって、被告の主張の明確化を行なわない限り、本件訴訟の判決は書き得ないはずであり、仮に、現段階のままで判決を出したならば、それは、「適正な手続きの保障」を求める憲法 31 条他の諸条項や民事訴訟法 243 条に明白に違反するものである。

したがって、原告ばかりでなく、裁判長ら自身の適正かつ合法的訴訟進行・指揮の確保のためにも、速やかに弁論を再開して、口頭弁論における上記「質疑応答時間の確保」を行なうよう、再度、強く求めるものである。

以上